

# I 外国人研究者招へい事業

# 外国人研究者招へい事業

## 第1 招へい事業の目的

優秀な外国人研究者を招へいし、海外との研究協力を推進することにより、わが国におけるエイズ対策研究の向上に資する。

## 第2 対象となる外国人研究者

国籍を問わず、エイズ対策政策研究事業の研究代表者の研究課題に係る分野において優れた研究を行っている者とする。

## 第3 受入研究者

エイズ対策政策研究事業の対象となる研究課題（若手育成型は除く。）の研究代表者又は研究分担者とする。

## 第4 招へい期間

会計年度を単位とする1ヵ年の期間のうち原則として14日間程度とする。

なお、これにより難い場合は、その理由を申請書の当該欄に明記するものとする。

## 第5 エイズ対策研究推進事業運営委員会

エイズ対策研究推進事業運営委員会においては、募集、選考について検討するほか、1年に1回研究実績を評価する。また、必要に応じて、研究進捗状況を評価することがある。

## 第6 財団が負担する費用

公益財団法人エイズ予防財団（以下「財団」という。）が本事業で負担する費用は、次のとおりである。

- (1) 航空賃 …… 出発地の空港から到着地の空港までの往復の航空券代
- (2) 滞在費 …… 招へい期間中（日本到着の日から帰国の前日まで）の滞在費
- (3) 雑 費 …… 出入国税、空港施設使用料等
- (4) 国内活動旅費 …… 国内における研究打合せ等に要する交通費
- (5) 海外旅行傷害保険料 …… 招へい期間を保険期間とする海外旅行傷害保険料

※ 招へいする外国人研究者（以下「外国人研究者」という。）の日本滞在中の宿舎は、受入研究者が確保すること。

## 第7 費用の積算方法

外国人研究者を次の2ランクに分類し、各ランクに応じて費用を積算する。

- Aランク …… (1) エイズ対策研究の分野において顕著な功績を有する者  
(2) エイズ対策研究機関の長又はこれに準ずる者

B ランク …… エイズ対策研究の分野において優れた研究を行っている者であって、上記以外のもの

- 1 航空賃は、次のとおりとする。  
A ランク …… ビジネスクラス  
B ランク …… エコノミークラス
- 2 滞在費の日額は、次のとおりとする。  
A ランク …… 35,000円  
B ランク …… 30,000円

- 3 海外旅行傷害保険料は、補償限度額が次の表のとおりの海外旅行傷害保険に係る保険料とする。

死亡・後遺症	傷害治療費	疾病治療費	疾 病 死 亡	救護者費用
40,000千円	3,000千円	3,000千円	10,000千円	2,000千円

## 第8 費用の支給方法

航空賃、雑費、海外旅行傷害保険料の支給は、原則として財団が旅行代理店に直接支払うことにより行う。

滞在費、国内活動旅費の支給は、受入研究者の指定する銀行口座（日本国内）に送金することにより行う。

各費用の具体的な支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 航空賃は、原則として財団において手配した往復の航空券代を支給する。航空券は、旅行代理店を通じて外国人研究者に給付する。
- (2) 雜費は、出入国税、空港施設使用料等が必要な場合にその実費を支給する。
- (3) 滞在費は、財団で算定した額を支給する。
- (4) 国内活動旅費は、受入研究者から提出された招へい事業国内活動旅費請求書を基に財団で算定した額を支給する。
- (5) 海外旅行傷害保険料は、財団が傷害保険加入の手続きを行い、その保険料を負担する。加入した傷害保険の保険証書は、受入研究者を通じて外国人研究者に交付する。

## 第9 招へいに係る手続き

### 1 応募の方法

外国人研究者招へい事業に応募する研究代表者は、次に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) 招へい申請書（様式1）
- (2) [招へいを希望する外国人研究者の英文] 履歴書（様式2）
- (3) 招へい受入承諾書（様式3）
- (4) 滞在期間中の研究活動予定表（様式4）
- (5) 招へい来日旅行行程調書（様式5）

なお、財団は、応募申請の採択の可否について、招へい申請者（研究代表者）、受入研究者及び受入先機関の長に書面で通知する。

## 2 費用に関する手続き

財団からの採択通知を受理した受入研究者は、招へい期間開始日の15日前までに、「招へい費用振込預金口座届出書」（様式6）を財団に提出する。

## 3 国内活動旅費の申請手続き

国内活動旅費の支給を受けようとする場合は、受入研究者は、招へい期間開始日の15日前までに、「招へい事業国内活動旅費請求書」（様式7）を財団に提出する。

## 4 招へい期間を変更する場合の手続き

招へい期間を変更しようとする場合は、招へい申請者は、変更後期間開始日の1ヵ月前までに、「招へい期間変更申請書」（様式8）、「滞在期間中の研究活動予定表」（様式4）及び「招へい来日旅行行程調書」（様式5）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

## 5 招へいを中止する場合の手続き

招へいを中止しようとする場合は、招へい申請者は、事前に「招へい中止申請書」（様式9）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

# 第10 研究成果の提出等

1 受入研究者は、招へい期間終了後1ヵ月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、外国人研究者からのレポート（研究報告）を添えて、「招へい研究実績報告書」（様式10）を財団に提出しなければならない。

2 外国人研究者の行った研究成果の帰属は、財団が厚生労働大臣と協議の上、決定する。

3 財団は、研究成果の報告を刊行物等により公表することができる。

4 外国人研究者は、研究成果によって経済的利益を受ける場合は、帰国後においてもその取り扱いについて財団に協議しなければならない。

# 第11 その他

本事業の採択後において、財団が指示する書類を提出せず、又はその期限を守らないなど事業の円滑な実施に支障を來す者については、採択の取り消しを行うことがあるので十分に留意すること。